

令和 7年 5月 22日

日本原駐屯地におけるオープンカウンター方式による見積依頼について

- 1 本リストは、オープンカウンター方式実施要項に基づく手続きが必要です。
- 2 本方式は、随意契約を前提とした見積依頼であり、有効な見積書をもって申込みをした者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格の見積書をもって申込みをした者を契約の相手方とします。

3 件名リスト

一連 番号	件 名	納入(履行) 場所	納期 (履行期限)	見積依頼書 公表日	見積書 提出期限	見積り合わせ の日時	防衛省競争 参加資格	備考
17	日本原（7）ボイラー煤煙測定	日本原駐屯地	R8.3.31	R7.5.22	R7.5.29 (9時00分)	R7.5.29 (10時20分)	無し	

4 仕様書の交付場所、契約条項等を示す場所、問合せ先及び提出先

〒708-1325

住所 岡山県勝田郡奈義町滝本

契約機関名（担当） 第356会計隊日本原派遣隊(中田)

電話番号（内線） 0868-36-5151(347)

FAX番号（内線） 0868-36-2198(377)

メールアドレス ma421fin-ma@inet.gsdf.go.jp

見 積 書

件名リストー連番号	17
-----------	----

見積金額¥ (消費税及び地方消費税を含まない。)

品 名	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額
日本原（7）ポイ ラー煤煙測定	仕様書のとおり				
納入(履行) 場 所	日本原駐屯地		納 期 (履行期限)		R8.3.31
契約保証金	(免除)		入札(見積)書有効期間		

上記に関して「入札及び契約心得」、「オープンカウンター方式実施要領」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾の上、入札見積りいたします。また、当社（私(個人の場合)、当団体（団体の場合））は、「入札及び契約心得」に示された暴力団排除に関する誓約事項について、誓約いたします。

令和7年5月29日

分任契約担当官

陸上自衛隊日本原駐屯地

第356会計隊日本原派遣隊長 竹本 耕介 殿

会 社 名

代 表 者 名

担 当 者 名

連 絡 先

(注) 押印を省略する場合には、担当者名及び連絡先を記載すること。

市 場 価 格 調 査 書

件名リストー連番号	17
-----------	----

市場価格¥ (消費税及び地方消費税を含まない。)

品 名	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額
日本原（7）ポイ ラー煤煙測定	仕様書のとおり				
納入(履行) 場 所	日本原駐屯地		納 期 (履行期限)		R8.3.31
契約保証金	(免除)		入札(見積)書有効期間		

上記に関して「入札及び契約心得」、「オープンカウンター方式実施要領」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾の上、入札見積りいたします。また、当社（私(個人の場合)、当団体（団体の場合））は、「入札及び契約心得」に示された暴力団排除に関する誓約事項について、誓約いたします。

令和 年 月 日

分任契約担当官

陸上自衛隊日本原駐屯地

第356会計隊日本原派遣隊長 竹本 耕介 殿

会 社 名

代 表 者 名

担 当 者 名

連 絡 先

(注) 押印を省略する場合には、担当者名及び連絡先を記載すること。

仕 様 書

仕様書番号		承認年月日	令和7年5月15日
調達要求番号		作成部隊	業務隊管理科営繕班
工事件名	日本原（7）ボイラー煤煙測定	作成年月日	令和7年5月13日

- 1 役務件名 日本原（7）ボイラー煤煙測定
- 2 役務場所 岡山県勝田郡奈義町滝本官有無番地 陸上自衛隊日本原駐屯地
- 3 期 間 契約締結日 ～ 令和8年3月31日
- 4 概 要 駐屯地内の煤煙発生施設の煤煙濃度測定 1式（2基×2回）

5 測定施設

施設番号	滋 330685 (1号ボイラー)	滋 330686 (2号ボイラー)
施設形式	川重冷熱 KS-50 炉筒煙管ボイラー	川重冷熱 KS-50 炉筒煙管ボイラー
伝熱面積	64.3㎡	64.3㎡
使用燃料	A重油	A重油
燃料使用量	357.00kg/h	357.00kg/h
数 量	1基	1基
測定回数	2回	2回
実施時期	令和7年9月 令和8年2月	令和7年9月 令和8年2月

6 一般事項

- (1) 本役務は、本仕様書及び監督官の指示に基づいて実施するものとする。
- (2) 作業において、図面及び仕様書に明記なき事項でも作業上当然必要なことは請負業者の負担において良心的に行うものとする。
- (3) 安全管理
請負業者は、実施条件を作業関係者に十分把握させるとともに、作業員等に対し安全教育を実施し、安全な作業方法及び安全の点検を徹底するものとする。
- (4) 現場管理
ア 請負業者は、本役務の実施によって部隊の施設等に対し、損害を与えた場合は損害事項に対して現状復旧するものとする。
イ 役務中、完了後は清掃・後片付けをその都度行うものとする。
ウ 役務に必要な場所以外には、立ち入らないものとする。
エ 役務に必要な電気・水道については、原則請負業者が用意するものとする。
ただし官側が認めるものに関しては、所要の手続きを行ったのちに許可する範囲内において利用できるものとし、料金は請負業者の負担とする。

- (5) 実施時期については令和7年9月及び令和8年2月を予定するも、事前に官側と調整し決定するものとする。
- (6) 写真は着手前、作業中を撮影し、写真帳（A列4判）に整理し役務完了後速やかに提出するものとする。

7 測定要領

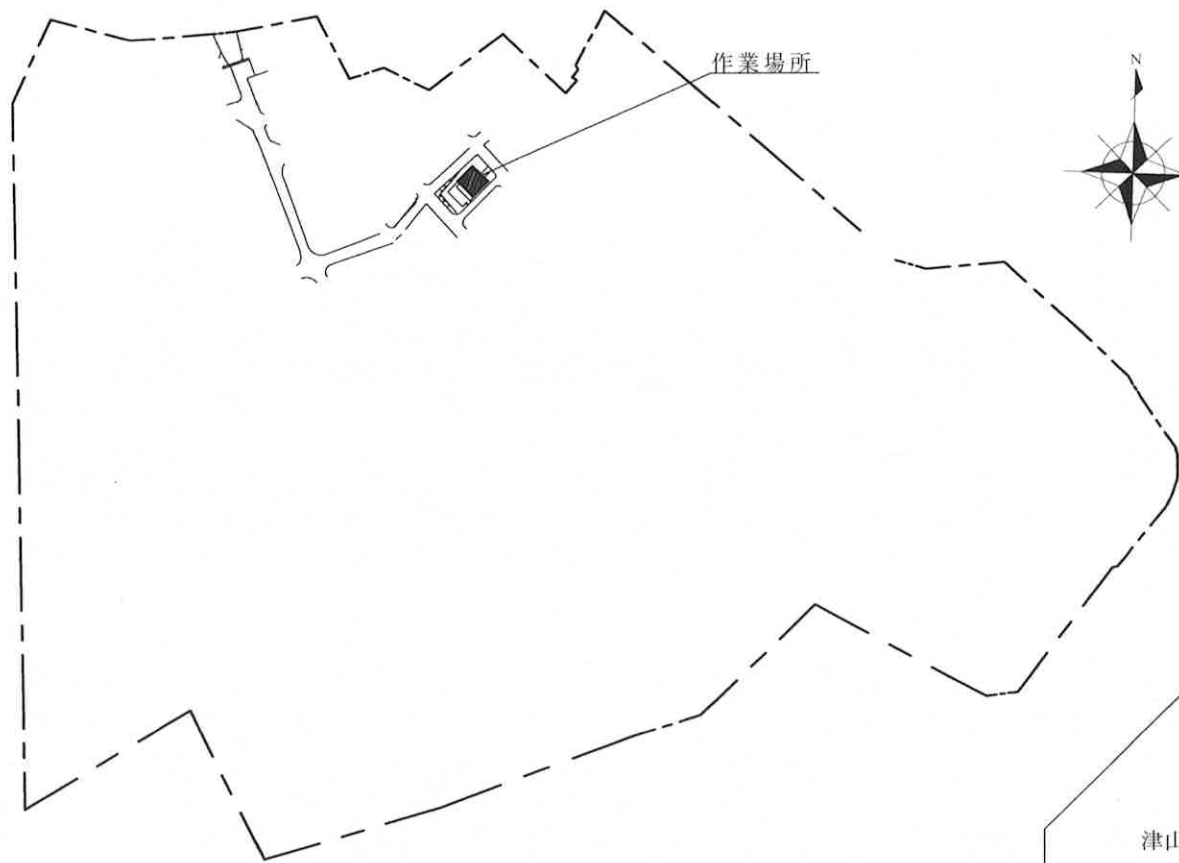
- (1) 硫黄酸化物にかかる煤煙量の測定については、大気汚染防止法施行規則第15条第1項第1号により、JIS K 0103に定める測定方法により実施すること。
- (2) 煤塵にかかる煤煙濃度の測定については、大気汚染防止法施行規則第15条第1項第2号により、JIS Z 8808に定める測定方法により実施すること。
- (3) 有害物質にかかる煤煙濃度測定のうち窒素酸化物については、大気汚染防止法施行規則第15条第1項第4号により、JIS K 0104に定める測定方法により実施すること。
- (4) 煤煙測定結果報告書（濃度計量証明書）については、測定項目・測定値を記載し、作業写真と共に測定実施後速やかに官側に提出すること。

8 提出書類

- (1) 煤煙測定結果報告書（完了後速やかに）
- (2) 作業写真（完了後速やかに）
- (3) その他指示された書類等

9 検 査

関係書類等の提出後、検査官の合格をもって検査完了とする。



駐屯地配置図



